

# 天正九年六月二十五日付羽柴秀吉軍律掟書考

尾 下 成 敏

## はじめに

本稿は、羽柴（豊臣）秀吉が制定・発給した天正九年（一五八二）六月二十五日付の軍律掟書（以下「秀吉掟書」と略称）を素材とし、秀吉の百姓対策について考察しようとするものである。

秀吉の軍律掟書に関する研究のうち、百姓対策という点から見た時、重要と思われるのが、高木昭作と小林清治の研究である。

高木は、戦国・織豊期において、軍勢の濫妨・狼藉・放火といった行為は合戦に不可欠なものであり、それらの行為から例外的にある特定の場所を保護するのが禁制や軍律であったこと、天正十八年の秀吉の関東出兵では、郷村の有力者に与えられた禁制のほかに秀吉の出した軍律によって、直接に統率下の軍勢に対し特定の場所（敵地）を除き濫妨・狼藉が禁止されていること、を指摘し

た。<sup>①</sup>

小林は、軍勢の濫妨・狼藉や、「味方地」における陣取に際しての放火等を禁じる秀吉配下宛ての軍律掟書（前述の高木説では軍律と呼ばれる）が、織田信長在世期の天正九年には存在していた事実を指摘し、後年の秀吉の軍律、つまりは天下統一戦遂行時に出された軍律とこの掟書との共通点に留意している。<sup>②</sup>

高木・小林の研究を踏まえると、軍勢の濫妨・狼藉等を禁じる秀吉軍律掟書の発給は、濫妨・狼藉等の行為、すなわち百姓らへの抑圧行為を回避しようとする動向のなかに位置づけることができよう。

では、こうした掟書は如何なる背景のもとで出されたのであろうか、この点について高木は、関東出兵のさい秀吉が軍律等の発給によって濫妨・狼藉を禁じたのは、百姓還住を強制し平和を保

障しようとする措置であったと述べるが、それよりも前、すなわち天正十七年秋以前における軍律掟書の発給には言及を加えていない。また小林も、掟書発給の背景については述べておらず、天正十七年秋以前の秀吉軍律掟書発給の背景は、今に至るも明らかではない。となれば、当該期の軍律掟書発給の背景を明らかにすることが課題として浮上しよう。

だが、筆者の能力や紙数上の制約からして、秀吉軍律掟書発給の背景を一挙に論じることが不可能である。そこで本稿では、信長在世期の天正九年六月二十五日付で出された【秀吉掟書】に目を向け、その制定・発給の背景に迫ってみたいと思う。かかる考察は、秀吉がなぜ百姓らへの抑圧行為を回避しようとしたのか、を明らかにするものであろう。なお、後述するが、この掟書は、秀吉が配下の軍勢を対象に濫妨・狼藉等を禁じた軍律掟書の初見である。

- ① 高木昭作「乱世」(『歴史学研究』五七四 一九八七年)六七頁―七九頁、同「幕藩体制の成立と近世的軍隊」(高木「日本近世国家史の研究」岩波書店 一九九〇年)三四一頁―三四六頁。

- ② 小林清治「秀吉と禁制」(小林『秀吉権力の形成』東京大学出版会 一九九四年、初出一九九二年)一〇五頁―一〇七頁、一三二頁―一三二頁。同「戦乱をめぐる権力と民衆」(小林前掲著書収録)二九九頁。小林は、天正九年六月二十五日付で秀吉配下の「柳直末へ出された

【秀吉掟書】の写(伊予小松「柳文書」東京大学史料編纂所架蔵影写本)をもとに指摘を行っている。この【秀吉掟書】の写は、後掲史料①とほぼ同文である。

- ③ 「邦訳日葡辞書」(岩波書店)五二五頁に拠れば、「濫妨」は略奪すること、強奪することを意味し、同書五四一頁に拠れば、「狼藉」は無礼・放埒・乱暴を意味する。本稿では以上の点を踏まえ、「濫妨・狼藉」を掠奪(略奪)・乱暴といった行為を指す語として用いる。

- ④ 註①高木前掲「幕藩体制の成立と近世的軍隊」三四一頁―三四六頁。

## 一 【秀吉掟書】・【秀吉条書】

最初に【秀吉掟書】の全文を掲げ、解説を加える。

史料①<sup>①</sup>

掟

一 陣とり并路次すからにおみて乱妨狼藉、地下人三たいし不

謂儀申懸輩、一銭きりたるへき事、

一味方地内、おし買・放火等堅可成敗事、

一ぬか・薪・さうし以下ハ、ていしゆニあひことわり、

もらふへき事、

以上、

天正九年陸月廿五日 秀吉(羽柴)

寺村喜才殿

天正九年六月二十七日、秀吉は本拠播磨姫路城を発し、山陰三

カ国（但馬・因幡・伯耆）への出兵を開始した。<sup>②</sup>【秀吉掟書】の日付は「陸月廿五日」、すなわち出発二日前に当たると。宛所の寺村喜才は秀吉配下の武士であろう。

まずは一箇条目を見る。ここでは、寺村に対し「陣とり（取）并路次」における「乱妨狼藉」や、「地下人」へ「不謂儀」を申し懸けることを禁じ、こうした規定に違反した者を「一銭きり（切）」つまりは処刑すると定めている。内容から見て、秀吉統率下の軍勢による濫妨・狼藉等を禁じる軍律であることは間違いない。また「陣とり（取）并路次」に目を向けるなら、一箇条目は、秀吉勢が進駐ないし通過する国々、すなわち秀吉の本拠播磨や出兵先の但馬・因幡・伯耆を対象に、軍勢の濫妨・狼藉等を禁じた規定と理解できよう。

つぎに二箇条目に目を向ける。この規定では「味方地」すなわち織田方の勢力圏において、物資を無理やり買い取る押買や放火を禁じ、規定に違反した者を「成敗」つまりは死罪に処すとしている。なお、【秀吉掟書】発給の時点で播磨は織田方の勢力圏であり、但馬・因幡・伯耆にも織田方の勢力が及んでいた。

つづいて三箇条目を見る。この規定では、糠・薪・雑事以下の物資を「ていしゆ（亭主）」つまりは家主に「あひことわり（相断）」、「もらふ（貰ふ）」よう義務付けている。「日葡辞書」に拠る

と、「断」には「わけを話す」、「貰ふ」には「乞い求める」の意味がある。<sup>④</sup>とするなら、秀吉は配下の軍勢に対し、糠・薪・雑事以下の物資を入手しようとする際は、家主に事情を説明し、これらの物資を乞うよう命じたと解釈できよう。

【秀吉掟書】を今一度読みなおす。まず気づくのは、二箇条目と三箇条目が物資の入手に関する規定であるという点である。山陰出兵直前に【秀吉掟書】が出された事実を踏まえると、二箇条目の「押買」の対象として軍需物資が想定されたとしても、何ら不思議ではない。また三箇条目に見える糠・雑事は人馬が食す軍需物資、薪は兵糧の煮炊きに必要な軍需物資である。それゆえ、【秀吉掟書】に関する考察を進める場合、軍需物資の入手という面から見る必要があるのではないか。

つぎに気づくのは、三箇条目と一箇条目・二箇条目が関連を有するという点である。殺害や暴行・放火等の暴力を背景に糠・薪・雑事以下の物資を家主から無理やり奪い取れば、それは濫妨・狼藉・放火に相当する行為、あるいは「地下人」へ「不謂儀」を申し懸ける行為と見なされるからである。言い換えると、三箇条目の規定への違反は、一箇条目の規定ないしは二箇条目の「放火」に関する規定への違反となりかねないためである。<sup>⑤</sup>それゆえ、三箇条目に目を向けることは、【秀吉掟書】の一箇条目・

二箇条目にも目を向けるということにもなろう。【秀吉掟書】の制定・発給の背景に迫る際、この点も念頭に置く必要がある。

さて、【秀吉掟書】の制定・発給の背景に迫ろうとする際、つぎの史料の存在も念頭に置いておく必要がある。

史料2<sup>⑥</sup>

条々

- 一 於陣取同路次等乱妨狼藉族、一銭(切)きりたるへき事、
  - 二 □□<sup>陣取</sup>放火事、縦雖為自火任法度旨可成敗事、
  - 一 薪・藁(雜事)・ぬか(糞)・わら(藁)ハ可出事、
  - 一 於理不尽族者為地下□□<sup>人</sup>中からめ置可直訴事、
  - 一家□□<sup>を</sup>あけ百姓遅々候ハ、曲事たるへき事、
- 右、相背族於在之者速可処嚴科者也、仍如件、

天正八年

後三月十二日

(羽柴秀吉)  
藤吉郎(花押)

天正八年閏三月二日、播磨・但馬制圧戦を推し進めていた秀吉は、中国の毛利氏の動きに対応すべく軍勢を出し、同月十七日以降、播磨を發ち備前へ出陣した<sup>⑦</sup>。この条書は、そのおりに出されたものであろう。以降、史料2を【秀吉条書】と呼ぶ。

一箇条目では「陣取同路次」での「乱妨狼藉族」を処刑すると定めている。二箇条目では「陣取」での「放火」は、たとえ「自

火」であつても死罪に処すと定めている。三箇条目では、薪・雜事・糠・藁<sup>⑧</sup>といった軍需物資を供出するよう定めている。供出対象から推して、この条項は百姓らに対する命令であろう。となれば、天正八年閏三月十二日付の【秀吉条書】は、当時秀吉勢が制圧しつつあつた播磨ないしは但馬の百姓らへ出された文書と理解せねばならない。そして文末の「右、相背族於在之者速可処嚴科者也」にも目を向けるなら、三箇条目は、秀吉が百姓らに薪・雜事・糠・藁の供出を強制した命令と見るべきであろう。四箇条目・五箇条目を見る。四箇条目は「理不尽族」は「地下人」で搦め置き直訴するよう定めた条項、五箇条目は百姓の帰宅が遅れた場合は「曲事」とみなすと定めた条項である。この二つの規定からも、【秀吉条書】が百姓らへ出されたことは明白であろう。

【秀吉条書】と【秀吉掟書】を比較する。これまで述べた点から、両者の違いが宛所、すなわち武士かどうか百姓かどうかという点にあることは明白であろう。その上で【秀吉条書】と【秀吉掟書】を見比べると、【秀吉条書】の一箇条目と【秀吉掟書】の一箇条目、【秀吉条書】の二箇条目と【秀吉掟書】の二箇条目は内容が近いと言える。これに対し【秀吉条書】の三箇条目と【秀吉掟書】の三箇条目は内容が異なる。薪・雜事・糠等の供出について、【秀吉条書】は百姓らに「相背族於在之者速可処嚴科者也」

と強圧的な姿勢を見せるが、【秀吉掟書】は「ていしゆ二あひことわり、もらふへき事」と、どちらかと言えば、配下の武士たちへ百姓らに丁重な姿勢で接することを求め、【秀吉条書】の如く強圧的ではない。とするなら、軍需物資の入手に閑し何故こうした違いが見られるのが問題となろう。付言すると、【秀吉条書】発給の段階では【秀吉掟書】の発給は見られず、【秀吉掟書】発給の段階では【秀吉条書】の発給は見られない。【秀吉条書】の消滅に伴い【秀吉掟書】が出現したのである。

以上から本稿では、①秀吉率いる織田軍団の出兵先の山陰を取り巻く情勢や秀吉らの動向を追い、つぎに、そうした点の検討を踏まえ、②新・雑事・糠等のような軍需物資の入手に閑して【秀吉条書】が百姓らに強圧的な姿勢を見せるのに対し、【秀吉掟書】が【秀吉条書】のような強圧的な法令とはならず、丁重な姿勢をもって百姓らと接するよう、配下の武士へ命じた法令となるのは何故かを問う、という手順で【秀吉掟書】の制定・発給の背景を論じることとする。その際、【秀吉掟書】三箇条目と【秀吉掟書】一箇条目・二箇条目が関連することに留意したい。

なお、【秀吉掟書】の歴史的位置だが、小林清治が注目したように、信長死後の秀吉が天下統一戦遂行の際、糠・粟・新・雑事以下の物資を家主に事情を説明した上で乞うよう命じた事実を踏

まえるなら、<sup>⑧</sup>【秀吉掟書】に見られる軍需物資の入手方針は、天下統一戦遂行時における軍需物資の入手方針の源流的位置にある、と見るべきであろう。具体的な検討に入る前に、この点を確認しておきたい。

- ① 「大洲加藤文書」（佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集 武家家法Ⅲ』史料番号一〇〇五）。以降、『中世法制史料集 武家家法Ⅲ』は「家法Ⅲ」と略称する。
- ② 秀吉を始めとする信長家臣団の動向については、断らない限り、谷口克広著『織田信長家臣人名辞典 第二版』（吉川弘文館 二〇一〇年）や、藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』（思文閣出版 二〇一二年）の記述に依拠している。また秀吉配下の侍の動向については、前掲『織田信長家臣人名辞典 第二版』や、高柳光寿・松平年一『戦国人名辞典』（吉川弘文館 一九六二年）、二本謙一・下村效『豊臣秀吉関係人物事典』（桑田忠親編『豊臣秀吉のすべて』新人物往来社 一九八一年）、森岡栄一『長浜築城と町づくり』（長浜市史 秀吉の登場）長浜市 一九九八年）の記述に依拠している。
- ③ はじめに註③「那詔日葡辞書」七二六頁に拠れば、「押買」は、無理に売物の意志に反して物を買取を意味する。
- ④ はじめに註③「那詔日葡辞書」一五四頁・四二二頁。
- ⑤ 【秀吉掟書】については、盛本昌広『戦国合戦の舞台裏』（洋泉社 二〇一〇年）一四五頁でも言及がなされている。そこでは「馬の飼料や燃料の事実上の掠奪は黙認されている」と述べられているが、【秀吉掟書】の三箇条目と一箇条目・二箇条目が関連する点を踏まえるところとした指摘には賛成できない。
- ⑥ 「佐々木信綱氏所蔵文書」（家法Ⅲ 史料番号九五六）。なお、傍

注の「」は『家法Ⅲ』の編者が「竹内周三郎氏所蔵文書」をもとに行った校注を示す。

⑦ 天正八年の六月十九日付で出された秀吉書状の写には「後三月二日備前境目迄先勢悉不残陳取を申付、我等ハ同十七日ニ罷出、備前・美作・播磨三ヶ國之三ツ辻の所々陣を居止候敵之備みをかけ、宇喜多をハ作州面ニはりあはせ、我等ハ備前よりも備中口へ切入、毛利後よりも相働、毛利陳取可切崩と存候て其段令覚悟、一兩日之内ニ可及行与相定候処、廿七日ニ毛利陳悉敗北候条」と記されている（『紀伊統風土記』附録卷之九（東京大学史料編纂所謄写本））。

⑧ 礮は馬の飼料等に使用される。軍需物資と言つてよからう。

⑨ はじめに註②参照。

## 二 山陰三ヶ國の情勢

山陰情勢を押さえる上で、織田信長と毛利輝元が武力で対決した、いわゆる織田・毛利戦争を無視することはできない。まずは、この合戦の展開を簡略に述べよう。

天正四年（一五七六）秋、織田・毛利両氏の間で合戦が始まり、翌年十月、秀吉が播磨へ軍勢を進めて同国や但馬・因幡等で毛利方と合戦に及んだ。①秀吉の播磨入国から二年余りを経た天正八年五月、秀吉率いる織田軍団は播磨・但馬をほぼ平定し、翌月には因幡もほぼ制圧している。そして播磨では、守護赤松家の血をひく赤松則房や、別所重棟・黒田（小寺）孝高といった武士たちが

秀吉に従い、但馬では、守護家の末裔山名氏政や、垣屋光成・同豊統・八木豊信といった武士たちが織田方に属し、因幡では、氏政の同族で鳥取城を本拠とする山名豊國が毛利方から織田方に転じていた。因幡の西方伯耆では、有力国衆の南条元統が前年に織田方へ寝返り、因幡の南方備前・美作では、宇喜多直家が前年に信長に降っている。付言すると、播磨・但馬・因幡の三ヶ國は天正八年までに秀吉の分國となっていた。②

かくして天正八年六月、播磨・但馬・因幡が織田軍団にほぼ制圧され、さらには伯耆・備前・美作でも織田勢力圏に属する地がひろがり、織田・毛利戦争は信長優勢、輝元劣勢の戦況となっていた。しかしこの状態は長く続かない。

天正八年七月、輝元の叔父で毛利一門の重鎮吉川元春は、東伯耆へ配下の軍勢を進め南条氏攻撃を本格化させた。また同年九月の鳥取城内の反乱により、城主山名豊國が追放され、同城へ元春の家臣らが入城している。翌九年三月には元春の一門吉川経家が鳥取城の城番として入城した。こうした毛利方の一連の動きは、南条氏が毛利方にほぼ包囲され孤立するという状況を招いている。織田方は毛利方の反撃だけでなく兵糧の確保にも苦しんでいた。天正八年の秀吉の因幡侵攻や戦乱による田地の荒廢は、因幡国内に不作という状況をもたらし、翌九年夏には、亀井茲矩の守る鹿

野城、山名氏政の守る私部城、八木豊信の守る若桜鬼ヶ城や、雨滝城・岩井城が兵糧不足に苦しみ、うち若桜鬼ヶ城・雨滝城・岩井城は守りが手薄の状態となっていた。また東伯耆も因幡と同様の状況に直面していた可能性が高い。天正九年五月、南条氏の本拠羽衣石城は兵糧不足に悩まされ、城から脱走する者が相次いでいる。南条氏の勢力が及ぶ東伯耆も因幡と同じく食糧事情が悪化し、同地で兵糧を調達することは困難だったと考えられるのではない。

毛利方も因幡国内の不作に苦しめられ、同国内での兵糧の調達が困難となっていた。例えば天正九年正月の元春は、因幡国内の兵糧が乏しいとの認識を持ち、同年五月の経家は、因幡国内の作柄はよろしくないとの見解を示していた。こうした点を踏まえて、反撃に転じた毛利方も、織田方に対する圧倒的優位を確立できていなかったと見たほうがよい。

つづいて、秀吉山陰出兵前の在地の動向を見る。天正八年・同九年の但馬・因幡では反織田方の一揆が活動を展開していた。

但馬・因幡のいずれかは特定できないが、天正八年九月以前、但馬の西方近くの山陰道に沿う一帯で反織田方の一揆が蜂起した。これに対し秀吉配下の軍勢は「在々悉以被成放火候」と強硬な殲滅策をもって対処している。また天正八年十月以前に因幡国内

で、天正九年二月以前には但馬七美郡内で反織田方の一揆が蜂起し、秀吉は七美郡内の一揆に対しては「但馬之一揆共悉討果」とその掃討を目論んでいた。実際、同年七月、秀吉は鳥取城攻めに先立ち七美郡内の一揆を徹底的に討滅している。<sup>③</sup>

山陰の一揆に秀吉がどう対処したかについて今少し述べよう。天正八年十月六日付で秀吉は因幡の弓之河内へ条書を発給した。この秀吉の条書の正文は今のところ確認されていないが、写は「縣誌編纂二係戸長開伸書留」のなかに残されている。

一箇条目の「今度当国一揆雖令蜂起候、当郷之事神妙之覚悟忠節二候、然者乱妨狼藉放火之族不可有事」からは、天正八年十月以前に因幡国内で反織田方の一揆が蜂起した事実や、秀吉が織田方に属した弓之河内へ「乱妨狼藉放火之族」があつてはならないと通告した事実が浮かび上がる。また二箇条目の「為褒美年貢諸濟物、亀井新十郎如申定、向後不可有相違事」、三箇条目の「同為褒美末代国役令免除事」に目を向けると、褒美として弓之河内へ「年貢諸濟物」を亀井が定めた内容通りとすること、末代まで国役を免除することを通告した事実が判明する。秀吉は織田方に属した因幡の郷村を優遇していた。

亀井へ出された秀吉の書状にも注目しよう。

(端裏書)

藤吉郎

(羽卷)  
秀吉

亀井新十郎殿

書中令披見候、

一 其表弥堅固之由尤候、殊更先度其城江敵取寄候処ニ数多討

取由無比類候、尚以下々迄粉骨此時候事、

一 来年西国表 御働座弥以堅相究候、我等事、安土為越年

相上候へ共、右之趣重々被 仰出候条、其為用意一昨日六

日婚地へ帰城候、来春ハ 御出馬以前ニ先我々可相働候、

其通南勘へも以誓紙申遣事、

一 玉葉之事則申付、薬三十斤・鉛三十斤都合六十斤之分并中

筒式挺遣之候、雪中弥以不都合ニ候間、先如此候、猶追々

可遣候、南勘へも先度弥以右御分候間、先少分遣候、用所

次第可申付由從其方も可被申届候事、

一 武田家中之衆両四人存分事聞届候、不可有疎意候、来春働

之刻知行等可申付候事、

一 近辺百姓等忠節之在所引直候由可然候、是又來春働之時忠

不忠相糺可申付候、今少之間ニ候間、諸式弥堅固被申付、

万端氣遣不可有由断候、猶使者ニ申含候間、不能子細候、  
恐々謹言、

十二月八日 秀吉(花押)

亀井新十郎殿

亀井へ出された秀吉の書状である。発給年代については、天正八年説<sup>⑥</sup>と同九年説<sup>⑦</sup>が存在し、両説とも信長在世期の発給文書と見る点では共通するが、年代については見解が異なる。本稿では、

天正八年説を採った<sup>⑧</sup>。なお、傍線部イから、天正八年の冬までに信長の西国出陣が決定していたことが知られる。また史料3とは

は同文で同日付の亀井宛て秀吉書状が「牧文書」として伝わった点も、付記しておこう<sup>⑨</sup>。

史料3の傍線部エに注目する。ここから、亀井が鹿野城近辺の百姓らを「忠節之在所引直候」すなわち織田方に属させたこと、そして秀吉がそのことを了承し、来春の山陰出兵の際、百姓らの

「忠不忠」を糺すと伝えたことが知られよう。

まず注目したいのは、秀吉が亀井へ百姓らの「忠不忠」を糺すと伝えた事実である。鹿野城周辺の百姓らが反織田方に転じる可能性、すなわち織田方と敵対する可能性が存在したからこそ、秀

吉はこうした通告を行ったのであろう。これは鹿野ではなく鳥取の事例だが、天正九年七月に始まる鳥取城攻防戦では、同城周辺

の事例だが、天正九年七月に始まる鳥取城攻防戦では、同城周辺



の百姓らが城内へ逃げ込んで毛利勢とともに籠城し、秀吉率いる織田軍団に敵対している<sup>⑩</sup>。この事例からも、因幡国内の百姓らが反織田方に属する可能性はあり得たと考えられる。

つぎに注目したいのは、亀井が鹿野城近辺の百姓らを織田方とし、秀吉がそれを了承した事実である。かかる動向や、さきに述べた、秀吉が織田方に属する因幡の郷村を優遇していた事実から、秀吉や亀井が因幡国内における反織田方百姓の増加を食い止めようとしたことが読み取れるのではないか。

取りあえずここでは、天正八年秋以降、毛利方が反撃に出て織田方が苦戦に陥った点、織田方・毛利方ともに因幡国内で兵糧を調達することが難しくなった点、但馬・因幡で一揆が蜂起した点を確認しておきたい。また因幡国内の百姓らが秀吉ら織田方と敵対する可能性が存在していたこと、秀吉らが因幡の反織田方百姓の増加を食い止めようとしたことを指摘しておく。

- ① 織田・毛利戦争の展開に関する記述は、断らない限り、『鳥取県史ブックレット 織田vs毛利——鳥取をめぐる攻防——』（鳥取県二〇〇七年）二九頁―八三頁、山本浩樹「戦争の日本史 西国の戦国合戦」（吉川弘文館、二〇〇七年）二〇四頁―二三〇頁、同「戦国期但馬をめぐる諸勢力の動向」（山本、平成十六年度（二〇〇四））『平成十八年度（二〇〇六）基盤研究（C）（2）研究成果報告書（戦国期西国における大規模戦争と領国支配）収録 二〇〇七年）一頁―三

九頁の記述に依拠している。

- ② 柴裕之「羽柴秀吉の領国支配」（戦国史研究会編『織田権力の領域支配』岩田書院、二〇一一年）二八九頁―二九七頁。柴は、因幡が秀吉の分国となった時期を明言していないが、秀吉が私部城へ山名氏政を、若核鬼ヶ城へ八木豊信を、岩常城に垣屋光成を、鹿野城に亀井茲矩を城番として入城させた事実や、弓之内内の百姓らに国役を免除した事実から推して、織田軍団が因幡をほぼ制圧した天正八年六月までに、秀吉は信長から因幡を拝領していたと見られる。

- ③ 註①山本前掲「戦国期但馬をめぐる諸勢力の動向」三〇頁。付言すると、「在々悉以被成敗放火候」（天正八年）九月二十五日羽柴秀吉書状（反町文書）に、「但馬之一揆共悉討果」（天正九年）二月二十一日羽柴秀吉書状（亀井文書）に見える文言である。両文書の年代推定は、山本前掲「戦国期但馬をめぐる諸勢力の動向」三〇頁に従っている。

- ④ 「縣誌編纂二係ル各村戸長開伸書留」（鳥取市歴史博物館編『図録 天正九年鳥取城をめぐる戦い』五二頁収録）。

- ⑤ 湯浅隆・小島道裕「資料紹介 石見亀井家文書」（国立歴史民俗博物館研究報告）四五―一九九二年）四二六頁―四二七頁。以降、「資料紹介 石見亀井家文書」は「亀井」<sup>⑥</sup>と略称する。

- ⑥ 「亀井」四二七頁、堀新「豊臣秀吉の居所と行動（天正一〇年六月二日以前）」（第一章註②前掲『織豊期主要人物居所集成』収録）四八頁。いずれも年代比定の根拠については述べていない。

- ⑦ 『兵庫県史史料編 中世九』（兵庫県、一九九七年）一三〇頁、三鬼清一郎編『稿本 豊臣秀吉文書（一）』（私家版、二〇〇五年）七九頁。両書とも年代を天正九年とした根拠は述べていない。以降、『兵庫県史史料編 中世九』を『兵庫』、『稿本 豊臣秀吉文書（一）』を『秀吉』と略称する。

⑧ 天正八年と判断した根拠を述べる。史料3の傍線部イに目を向けよう。ここから、遅くとも十二月上旬までに信長の西国出陣が決定していた点、秀吉が越年のため安土城へ赴いたが、信長の西国出陣に關して命が下ったため、十二月六日に姫路城へ帰城し信長出陣の準備に取りかかった点が知られる。そこで太田牛一の著書「信長記」巻十四の記事から秀吉の動向を探ると、天正八年十二月の動向に關する記述は見られないが、天正九年十二月については、歳暮の祝儀のため安土へ赴き、同月二十二日、信長から茶湯道具を拝領した後、播磨へ帰陣していた(池田家文庫本、福武書店刊。以降、池田家文庫本の「信長記」は池田「信長記」と表記する)。安土到着の日は不明だが、この時の秀吉が信長出陣の準備に当たるところか、歳暮の祝儀のため安土に居た事実が目をはなれ、ここから、史料3が天正九年に出された可能性は低いと考へる。

傍線部アにも目を向けよう。亀井が鹿野城を守りぬき、押し寄せる敵を数多討ち取ったことが知られる。秀吉が因幡をほぼ制圧するのは天正九年十月であり、それより後に出された秀吉書状のなかで、かかる動向が記されるとは考へにくい。となれば、発給年代は天正九年ではなく天正八年となる。

⑨ 「牧文書」(東京大学史料編纂所架蔵影写本)。史料3の発給年代は天正八年と判断した場合、「牧文書」に見られるのは同文の亀井宛て秀吉書状も、天正八年の発給文書と断定できよう。なお、この史料の発給年代について、岸田裕之・長谷川博史「石見牧家文書」(『広島大学文学部紀要 岡山県地域の戦国時代史研究』一九九五年)一一二頁は、天正九年に比定するが、その根拠は述べていない。

⑩ 池田「信長記」巻十四。

### 三 秀吉らの動向

まずは秀吉の動向から見ることにする。山陰情勢が悪化しつつあった天正八年(一五八〇)九月、秀吉は播磨出身の黒田(小寺)孝高に対し、同国福井庄・岩見庄・伊勢村のうちで一万石を与えた<sup>①</sup>。また同月以降、配下の武士たち、例えば近江出身の片桐貞隆と尾張出身の加藤清正へ播磨神東郡内で、美濃出身の一柳直末には同国揖西郡内で、尾張出身の浅野長吉(後の長政)へ播磨揖東郡内で知行を与えた<sup>②</sup>。知行宛行の後、秀吉は黒田へ一通の書状を出している。引用しよう。

史料4<sup>③</sup>

尚々、我等早速帰候事ハ、御出馬之儀被仰出ニ付、  
為用意如此候、無油断可有其覚悟候、

態申遣候、来春出仕小袖已下相調候儀令停止候間、被得其意  
各可被申聞候、来年西国表御出馬之儀候条、武者道具用意不  
可有油断候、并知行役程人をも可被相抱候、我等事、来月二  
日三日比可令帰城候間、諸事堅可被申付候、恐々謹言、

藤吉郎

十一月廿一日

(羽柴)秀吉(花押)

(黒田孝高)  
黒官兵殿

御宿所

この書状の発給年代については、天正八年と見る説<sup>④</sup>、同九年と見る説<sup>⑤</sup>、そして「天正九年カ」すなわち天正九年と推定する説<sup>⑥</sup>がある。信長在世期の秀吉書状と見る点では諸説一致するが、年代については、大きく分けて二つの見方がある。ここでは、天正八年説を採用して論を進めることにしよう。<sup>⑦</sup>

史料4の傍線部イを見る。秀吉は黒田へ、信長が西園に出陣するので、「武者道具」の用意に油断があつてはならない。「知行役程」に人を召し抱えるようにと指示している。ここから、秀吉が軍備の強化を図っていたことが判明しよう。実際、秀吉率いる軍勢は、天正八年夏の因幡侵攻時は「二万余騎」<sup>⑧</sup>であつたが、天正九年の山陰出兵時は「二万余騎」<sup>⑨</sup>となつていた。人数がおよそ二倍に膨れあがつたのである。黒田へ出した右の如き指示の存在や、近江・尾張・美濃出身の武士に播磨国内で知行を与えた事実を念頭に置くなから、こうした人数の増加は、配下の武士たちが人を召し抱えたことによつて引き起こされたと推測されよう。かかる動向の背景としては、天正八年の秋以降、毛利方が反撃に出て織田方が苦戦に陥り、但馬・因幡で一揆が活動していた事実を挙げることができないのではないか。

このように、天正八年秋以降の山陰情勢に対応すべく秀吉は軍

備の強化を図り、結果、「二万余騎」<sup>⑩</sup>以上の軍勢を抱えることになった。彼が膨れあがつた軍勢を率いて因幡へ進軍すれば、当然のことながら、同園に居る人の数はそれまでよりも増加しよう。行論の都合上、この点を押さえておきたい。

信長の動向も見よう。既に述べた如く、天正八年冬までに信長の西園出陣が決定していた。そして翌年に入つても彼の西園出陣が依然取り沙汰されていた。そのことは、天正九年の二月十三日付で秀吉が鹿野籠城中の亀井へ出した書状から判明する。

秀吉書状の尚々書には「尚以 御出馬以前ニ、此方御座所普請打置候ても、先々我等相働候儀者何時も安事ニ候」と記されている。「御出馬」・「御座所」と記す点を踏まえると、「御出馬」し「御座所」へ入るのは信長と見て誤りはない。また秀吉書状の本文には「御出馬被成御急候付而、此方 御座所之普請日夜無由断申付候、来月中旬比ニハ可為出来候、然者働儀無幾程事候、其間堅固之覚悟候段者旧冬今重慮之事ニ候間、不及申候」とある<sup>⑪</sup>。すなわち秀吉は亀井へ、三月中旬頃に信長の「御座所」が出来れば、幾程もなく軍事行動が開始される。それまでの間、「堅固之覚悟」をしておくことは言うまでもない、と伝えたのである。かかる点から、信長の「御出馬」とは山陰への出陣と判断できよう。天正九年二月、信長の山陰出陣計画が浮上していたのである。

その後の展開を見る。秀吉はこの年の七月四日付で一通の書状

を出し「因州表二八月時分迄致在陳、伯州南条与入相、御味方中

城々へ兵糧入、可被成 御動座旨之儀無異儀様堅可申付候条、可

御心安候」と記した。信長「御動座」の予定にふれたところを見

ると、この秀吉書状が出され、かつ秀吉勢が山陰へ出兵した直後

の七月上旬に至っても、信長の山陰出陣計画は放棄されていなか

ったと見られる。しかし翌八月、信長はこの計画を変更した。同

月十三日、彼は、輝元・元春や毛利一門の重鎮小早川隆景らの軍

勢が鳥取城救援に現れた場合、自ら出馬して毛利勢を悉く討ち果

たす意向を明らかにしたのである。この事實は、信長の山陰出馬

が毛利勢の動向次第となったことを意味しよう。翌九月上旬、信

長の二男北畠信雄（後の織田信雄）らに率いられた軍団が伊賀へ

侵攻し伊賀惣国一揆を攻撃した事實を念頭に置くなら、信長が計

画を変更したのは、伊賀攻めに備えるためであったと見られる。

付言すると、結局毛利勢が大挙して鳥取城救援に現れることはな

く、信長の山陰出陣も実現していない。

さて、信長の山陰出陣が実現すると仮定した場合、秀吉勢以外

の織田軍団も山陰諸国へ進軍することになり、山陰地域内の人馬

の数は増加することになろう。しかし前述の如く、因幡では食糧

事情が悪化し、東伯耆も同様の事態に直面していた可能性が高い。

となれば、山陰地域の戦況悪化に対応する形で「二万余騎」以上に膨れあがった秀吉勢と、秀吉勢以外の織田軍団が同地域に展開することは、因幡・東伯耆の食糧事情のさらなる悪化を招くことにもなりかねないだろう。

① 天正八年九月初日羽柴秀吉知行充行状（福岡市博物館編「黒田家文書第一巻 本編」文書番号四七）。以降、「黒田家文書第一巻 本編」は「黒田」と略称する。

② 野田泰三「豊臣秀吉の東播磨支配」（『小野市史第二巻』第一章第一節 二〇〇三年）九頁・一〇頁、第一章註②谷口前掲著書二五頁・三五四頁。

③ 「黒田」文書番号一三三。

④ 第二章註②堀前掲執筆分四八頁。なお、年代比定の根拠は述べていない。

⑤ 「黒田」二九二頁。付言すると、「黒田」二九三頁は、さきに言及した「牧文書」のなかの十二月八日付の亀井宛て秀吉書状を天正九年発給と判断した上で、同書状の「来年西国表 御働座弥以堅相究候、我等事、安士為越年相上候へ共、右之趣重々被 仰出候条、其為用意一昨日六日姫地へ帰城候」と史料4の内容が対応することから、史料4を天正九年の発給文書と見る。しかし十二月八日付の亀井宛て秀吉書状は、天正九年ではなく天正八年の発給文書である。それゆえ、史料4の年代を「黒田」二九三頁のように断じることではできない。

⑥ 「兵庫」二二二頁、「秀吉」七七頁。なお、「兵庫」も「秀吉」も、発給年代を「天正九年カ」と判断した根拠は述べていない。

⑦ 年代比定の根拠を述べる前に内容を確認する。史料4の傍線部Aを見ると、信長が秀吉に「御出馬」の意向を示したため、秀吉がその用

意のため帰国しようとした点が知られ、傍線部イから、信長の「御出馬」先が西国であった点が知られる。これらの点から、信長の西国出陣計画が浮上し、その準備のため秀吉が姫路城へ帰城しようとしていたと判断できよう。傍線部ウに目を向ける。史料4の日付の十一月二十一日、秀吉は姫路城へ戻っておらず、帰城予定日は十二月の二日ないしは三日であった点が知られよう。

つぎに天正八年十一月と同九年十一月の秀吉の行動を確認する。天正八年十一月の行動は今のところ確定されていないが、天正九年十一月の行動については、十八日に淡路の岩屋城を攻略し、二十一日に姫路城へ帰城した事実が知られる（第二章註②堀前掲執筆分四八頁・四九頁）。この年の十一月二十二日付の桑山修理進宛て秀吉書状には「昨夕廿一日至姫路令開陣、於時宜者可心易候」（古文書纂）三七、京都大学文学部日本史古文書室架蔵影写本）とある。二十一日夕方、彼が姫路城へ戻ったことは確かであろう。

年代の特定を進める。天正九年発給の可能性だが、同年十一月二十一日夕方の姫路帰城ないしは同城帰還直前の秀吉が、史料4傍線部ウの如き記述を自身の書状のなかに残すとは考えにくく、天正九年発給の可能性は考えられない。また前掲史料3から判明する秀吉の動向、すなわち信長の西国出陣準備のため秀吉が姫路城へ帰城しようとした点は、史料4から判明する秀吉の動向とも符合する。それゆえ、史料4は天正八年に出された文書と見るべきであろう。となれば、天正八年十一月、秀吉は播磨国外に居たことになる。

⑧（天正九年）六月十七日吉川経家書状（『大日本古文書 石見吉川家文書』文書番号一四七）。

⑨ 池田「信長記」巻十四。

⑩ 山陰出兵に動員された「二万余騎」に留守居の軍勢を加えると、山陰出兵時の秀吉勢の総数は「二万余騎」以上と見られる。

⑪ 「亀井」四二七頁・四二八頁。  
⑫ 「正木直彦氏所蔵文書」（東京大学史料編纂所架蔵影写本）。この書状は宛名が欠けている。

⑬ 池田「信長記」巻十三。

#### 四 「秀吉掟書」制定・発給の背景

さきに述べたように、天正八年（一五八〇）秋以降、毛利方の反撃や一揆の蜂起によつて織田方は苦戦に陥り、秀吉はこうした状況を打開せねばならない立場にあった。しかも東伯耆の南条氏が毛利方にほぼ包囲されて孤立していたこと、十一月の因幡が大雪に見舞われた場合、合戦の遂行が極めて困難となることを踏まえるなら、形勢逆転は限られた時間のなかで、具体的に言えば、天正九年十月までに成し遂げねばならなかったと考えられる。

逆転のための有効な手立てが大軍団の山陰出兵であろう。しかし既に述べたように、多くの人馬を山陰へ投入することは、因幡・東伯耆の食糧事情のさらなる悪化を招くことにもなりかねない。それゆえ、山陰出兵前の秀吉にとり、兵糧（米・麦・糠・雑事）や兵糧を煮炊きするために欠かせない薪等の軍需物資をどう入手するか、は避けることのできない問題であったと見られる。

秀吉の動向に目を向けよう。天正九年六月二十七日、秀吉は姫路城を出陣し隣国但馬へ向けて軍勢を進めた。そして程なく、同

国七美郡内の一揆を破つて因幡へ入り、七月十二日には鳥取城・丸山城攻圍戦に参戦している。およそ三ヶ月後の十月二十五日に鳥取城を、翌二十六日に丸山城を陥落させると、今度は伯耆へ軍勢を進め、南条勢の籠もる羽衣石城・岩倉城へ兵糧・玉薬を入れ、十一月月上旬ようやく姫路城へ帰陣した。四ヶ月余りにわたる山陰出兵の結果、同地域の戦況は織田方優勢・毛利方劣勢となり、秀吉は形勢逆転に成功したのである。では、この天正九年の山陰出兵の際、彼は兵糧等の軍需物資をどう入手しようとしたのだろうか。

鳥取城攻撃の際、秀吉は人馬の兵糧を分国但馬から鳥取まで船をもつて運ばせている。因幡国外で兵糧を調達し合戦に臨んだのである。また信長が秀吉のもとへ兵糧を届けるよう命令を發していた。例えば天正九年の八月二十三日付で信長が丹後の長岡（細川）藤孝へ出した文書には「次年度其国賊船依申付、彼口（味）身方城々へ兵糧丈夫入置、其外敵船等追込灘太□深々相動之旨是又肝心候」とあり、信長が長岡へ丹後の水軍をもつて山陰の織田方諸城へ兵糧を運ぶよう命じた事実が浮かび上がる。そして八月中には長岡や丹波を分国とする惟任（明智）光秀が兵糧を用意し、配下の水軍をもつて因幡国外から鳥取まで兵糧を運んでいた。秀吉は兵糧調達面で中央権力の支援を受けながら山陰出兵を遂行し

たのである。このように、織田方は但馬や丹後など因幡国外から兵糧を運び込んで合戦を始め、一定量の兵糧を確保して食糧事情の悪化に対処しようとしていた。

また秀吉は、それまでの軍需物資の入手のあり方を変えようとした。そのことを示すのが但馬・因幡・伯耆等を対象とした【秀吉捉書】である。ここに見える諸規定は、出兵開始前の秀吉が因幡等の出兵先で糠・薪・雑事等の軍需物資を入手しようとした事実を示すものであり、<sup>⑤</sup>（ア）二箇条目において、「味方地」で物資を無理やり買い取ることを禁じ、規定に違反した者を死罪に処すとした点、（イ）三箇条目において、糠・薪・雑事以下の物を入手しようとする際は家主に事情を説明し、これらの物資を乞うよう命じた点、（ウ）三箇条目の規定に違反すれば、一箇条目の規定ないしは二箇条目の「放火」に関する規定への違反にもなりかねない点は、現地でへの入手に規制を加えようとしたものと言える。しかもこの時、【秀吉条書】三箇条目の如く、百姓らに糠・雑事等の供出を強制する命令は出されていない。すなわち糠・薪・雑事等の軍需物資の入手に関しては、従来のように百姓らに強圧的な姿勢を見せることはなく、どちらかと言えば、丁寧な姿勢で百姓らと接することを秀吉配下の武士たちに要求したのである。では、こうした変化は何故生じたのであろうか。

幾度も述べたように、因幡は食糧事情が悪く、また織田方に敵対する百姓が出現しかねない地域であった。東伯耆も食糧事情が悪化していた可能性は高い。かかる状況に直面した地域で、膨れあがった軍団を食べさせるため、強圧的な姿勢をもって軍需物資を獲得すれば、それは食糧事情のさらなる悪化を招いて百姓を抑圧し、ひいては反織田方百姓の増加をも招きかねないだろう。秀吉もそのことは認識していたのではないか。それゆえにこそ、因幡国外から一定量の兵糧を運び込み、さらには【秀吉掟書】の制定・発給を行い、糠・薪・雑事等の入手に閑して丁重な姿勢をもつて百姓らに接するよう、配下の武士たちへ命じたと考えられる。

【秀吉掟書】出現の背景をこのように捉えると、かかる法の出現は、百姓への抑圧行為をなるだけ避けようとする姿勢が強まったことを示す、と判断できよう。

- ①（天正九年）五月十九日吉川経家書状には「縦上勢之儀七月二罷候共、十月迄可罷居候、十一月からハ可為大雪候条、三月四月ならてハ上衆相支間敷候」とある（『大日本古文書』石見吉川家文書』文書番号一四三）。十一月の因幡が大雪に見舞われる可能性の高い地域であった点が読み取れよう。
- ② 「信長公記」巻十四（尊経閣文庫所蔵本）。
- ③ 「細川家文書」（奥野高広編『増訂織田信長文書の研究』文書番号九四〇）。なお、□は判読不能の文字を意味する。
- ④ 池田「信長記」巻十四。

⑤ 鳥取城包囲戦が開始されて間もない天正九年七月二十二日付で、秀吉が配下の豊池孫次郎へ出した定書写の二箇条目には「あを田ひきわたし兵糧にさすへく候之間、其意をなし、いよ（改道）せいたうかたく可申付候事」、三箇条目には「馬のかいとして、あをまめ・ひゑな（稗）なかり取候ても、くるしからず候事」と記されている（『三州寺社古文書』『家法Ⅲ』史料番号一〇一〇）。

二箇条目の「あを田（青田）」は鳥取周辺の田地と見られるが、この規定から、秀吉が田地の管理を豊池に委ね、収穫米を自軍の兵糧にせんと目論んだことが判明しよう。三箇条目は馬の飼料として鳥取周辺の「あをまめ（青豆）」「ひゑ（稗）」を刈り取つてもよいと定めている。言うまでもないことだが、二箇条目・三箇条目は、青田からの収穫米や青豆・稗を家主に事情を話して乞うよう命じる規定ではない。こうした規定は、出兵先で軍需物資を入手する場合、糠・薪・雑事と米・青豆・稗とは方式が異なることを示すと見られる。

付言すると、鳥取周辺の青田や青豆・稗を産する地は、所在地から見て、鳥取城内へ逃げ込んだ同城周辺の百姓らの耕作地である可能性が高い。彼らの耕作地であるがゆえに、右のような秀吉の指示が出されたのではないか。

## おわりに

繰り返しとなるが、本稿で指摘した点を要約する。①天正八年（一五八〇）秋以降、毛利方の反撃や一揆の蜂起によって織田方は苦戦に陥り、秀吉はこうした形勢を変えねばならない立場に置かれていた。しかも天正九年十月までに形勢を逆転させなければ

ならなかった。②因幡は食糧事情が悪く、また織田方に敵対する百姓が出現しかねない地域であった。東伯耆も食糧事情が悪化していた可能性は高い。かかる地域へ、形勢逆転のため、膨れあがった秀吉勢を始めとする多くの人馬を投入することは、食糧事情のさらなる悪化を招くことにもなりかねない。ゆえに、山陰出兵前の秀吉にとり、兵糧等の軍需物資をどう入手するか、は避けて通れない重要な問題であった。③多くの人馬を食べさせるため、強圧的な姿勢をもって軍需物資を獲得すれば、それは食糧事情のさらなる悪化を招いて百姓を抑圧し、ひいては反織田方百姓の増加をも招きかねない。秀吉が【秀吉掟書】を制定・発給して、糠・薪・雑事等の入手に関し丁重な姿勢で百姓らに接するよう、配下の武士たちに命じたのは、かかる状況を回避するための方策の一つと考えられる。①

さて、本稿で取り上げた軍需物資の入手という面から戦国争乱を見る際、豊臣軍団が組織的な兵站を備えていたという点に目が向けられがちである。確かに、天正十八年の関東出兵や同二十年に始まる大陸侵攻の様相を念頭に置くなり、そうした点は重視されて然るべきであろう。だが、その際、これまで述べてきた、現地での軍需物資の入手という面に目を向けず、組織的な兵站を備えていた面のみに目を向けるなら、豊臣軍団、ひいては戦国争乱

の描き方は不正確となろう。ここはやはり、現地での軍需物資の入手の仕方にも注目し、豊臣軍団の様相を描かねばならないと考える。稿を閉じるにあたって、この点を強調しておきたい。

今少し言及を続ける。つぎの史料を踏まえた場合、戦国・織田政権期の法令のなかで【秀吉条書】や【秀吉掟書】が如何なる位置にあるのか、という問いが生じるのではないか。

永祿十二年（一五六九）十二月、信長の側近日乗は京都の上下京中に、三箇条の「条々」を発給するが、その三箇条目には「新与雑事二色ハあひくたるへき子細の事」とあり、文末には「如此以前ミたりニおひてハ、織田三郎五郎・明知十兵衛尉、關閣森（可成）三左衛門尉・村井民部少輔以下堅可被仰付者也」と記されていた。③

筆者が注目したいのは「あひく（相合）」である。この語の意味を踏まえて、日乗「条々」の三箇条目を「薪と雑事の二つについては、お互いにわけあうこと」と解釈した場合、かかる規定と【秀吉条書】三箇条目・【秀吉掟書】三箇条目はどう違うのか、そして【秀吉条書】・【秀吉掟書】は戦国・織田政権期の法令のなかで如何なる位置にあるのか、という問いが生じるからである。しかし今、そのことを論じる準備はない。この点は後日取り組むべき課題としたい。

① 天正九年の山陰出兵の際、秀吉が但馬・因幡・伯耆の百姓らへ還住



を強制した形跡は確認できないため、『秀吉掟書』の制定・発給と百姓への還住強制が関わっているとは考えにくい。

- ② 例えば、はじめに註①や、山田邦明「戦国時代」（『日本軍事史』吉川弘文館 二〇〇六年）一八五頁等。

- ③ 「鍛頭屋町々誌」（『家法』史料番号七〇二）。なお、管見の限り

で言えば、『秀吉条書』三箇条目・『秀吉掟書』三箇条目のような規定は、信長自身の発給文書のなかでは見出すことができない。

- ④ 『日本国語大辞典 第二版』（小学館）によれば、「相合」には、二人以上で一つのことを所有すること、という意味がある。

（京都橘大学准教授）

Chief Executive strongly insisted on the “immediate, unconditional, complete return of the bases” to the Japanese government.

In November 1969, the U.S. and Japanese governments explicitly decided that Okinawa would be returned to Japan without nuclear weapons and on the same basis as mainland Japan by 1972. However, they again assured the ROK government in secret that the reversion would not weaken Okinawan base facilities. This was also the first embodiment of the JAPAN-U.S.-ROK triangular relationship. However, the U.S. and Japanese governments regarded the Okinawan residents’ movement as a destabilizing factor, and the aspirations that the residents had harbored in the reversion were not fulfilled.

A Consideration of the Military Regulations (*Gunritsu Okitegaki*)  
of Hashiba Hideyoshi Issued on the 25th Day  
of the Sixth Month of Tenshō 9 (1581)

by

OSHITA Shigetoshi

This article uses the Hashiba (Toyotomi) Hideyoshi’s military regulations (*gunritsu okitegaki*) issued on the 25<sup>th</sup> day of the sixth month of Tenshō 9 (1581) in an attempt to consider Hideyoshi’s policy toward peasant farmers. The following results can be indicated. First, the Oda forces were hard pressed to deal with the Mōri counterattack and the uprising of the *Ikki* forces in Inaba and eastern Hōki from autumn of Tenshō 8, and Hideyoshi was placed in a position in which he was forced to alter the situation. Moreover, he had to reverse the situation by the tenth month of Tenshō 9. Second, food supplies in Inaba were low, and there was the danger of the emergence of peasants opposed to the Oda forces in the region. There was also a strong possibility that food supplies would also worsen in eastern Hōki. Hideyoshi’s initial injection of large numbers of men and horses into the region in order to reverse the situation might exacerbate the food supply problem. For this reason, how military provisions and food supplies for his forces could be secured seemed a vital, unavoidable problem to be solved by Hideyoshi before he could introduce troops into the San’in region. Third, if

overwhelming force were used to secure military provisions in order to feed many men and horses, this could worsen the food supply problem, oppressing the peasant farmers, and in turn possibly increasing the number of peasants opposed to Oda. The creation and promulgation of Hideyoshi's regulation as regards obtaining of rice-bran, firewood was an attempt to deal correctly with the peasant farmers, and it can be surmised that the regulations to the warriors under his command was a policy designed to avoid this situation.

In addition, on the basis of the above three points, this article, fourthly, emphasizes the necessity of portraying the Toyotomi forces in light of their manner of acquiring military provisions in the local area, and, fifthly, brings to light the problem of the proper way of locating Hideyoshi's regulations among other regulations for obtaining military provisions during the Warring States period and that of the ascendancy of the Oda regime.